

大正・昭和戦前期における祭政一致観の相克

——八神殿奉斎問題をめぐって——

藤田大誠

一 はじめに

明治三十三年四月二十七日の勅令第三百三十六号により、内務省に神社局が設置され、従前の社寺局は宗教局となつた。これにより、行政上、神社は他宗教とは明確に区別される対象となり、制度的に「国家神道」が確立したといはれてゐる。⁽¹⁾これは、全国の神官・神職や国学者をはじめ、学者や帝国議会の貴族院・衆議院の議員なども含んだ「神道人」による「神祇官興復運動」⁽²⁾の賜物であつた。無論、神道人達にとつて、未だ内務省内における一小局に過ぎない神社局の特立といふ形は、神社局成立の原動力となつた貴族院・衆議院の建議の趣旨である、神祇或は神社に関する独立した「特別官衙設置」とは程遠い不十分なものであると認識されてゐたため、必然的に神社局設置以降も「神祇特別官衙設置運動」(略称「立官運動」「特官運動」)は継

続されたのである。

この近代を通し神道人達の最大の課題であつた「神祇特別官衙設置」に向けての運動、とりわけその明治末期から大正、昭和戦前期の運動において「祭政一致」実現の主な指標とされてゐたのが、「神社行政統一」と「八神殿奉斎」といふ二つの方向性であつた。前者は、当時、神宮神社の大部分を所管する内務省、別格官幣社靖國神社を所管する陸海軍省、「海外神社」を所管する朝鮮・台湾両総督府及び樺太庁などでそれぞれ別個になされてゐた神社行政を統一しようといふ構想であり、後者は、かつて神祇官に祀られてゐた「臣下」の側から「天皇守護」のために奉斎する「八神殿」が、将来設置されるべき神祇特別官衙そのものにおいて必須であるとの論である。明治末期から昭和戦前期にかけての「神祇特別官衙設置運動」の経緯や前者の「神社行政統一」の方向性については別稿⁽⁴⁾で詳述したので、ここ

では、後者の大正期以降に顕著となる神道人達による「八神殿奉斎論」に焦点を当てて論述したい。

そもそも当時の神道人達のオーソドックスな「八神殿」理解とは如何なるものであつたのか。とりあへず、佐伯有義『神祇官考證』⁽⁵⁾により前提を押さへて置きたい。本書は、皇典講究所で国学者の井上頼圀に師事した佐伯が『古事類苑』編纂や気多神社官司を務めてゐた明治三十三年に出版されたもので、発行当時、『全國神職會會報』にも頻繁に⁽⁶⁾広告が出されてゐた事から、立官運動のための恰好のテキストだつたと目される。

まづ、本書では、八神殿はかつて神祇官西院にあり、「御巫祭神八座」として神産日神・高御産日神・玉積産日神・生産日神・足産日神・大宮賣神・御饌津神・事代主神の八神の名が『延喜式神名帳』に見え、『古語拾遺』神武天皇の段にもその順序や神名の文字をやや異にするが八神の名を挙げてゐると記す。そして『日本書紀』天孫降臨章第二の一書と『古語拾遺』の記載を根拠に「八神殿の起源は、天孫降臨の時、高皇産靈神、天兒屋命太玉命の二柱に勅して、吾は天津神籬天津磐境を起し樹て、吾孫のために斎ひ奉られしを、神武天皇の都を畝傍橿原に定め給ふや、皇天二祖の詔の随に神籬をたて、八神を鎮め奉られしなり」と述べる。さらに、応仁の乱後、神祇官もいつしか

廃絶したが、八神殿は神祇道家の白川、吉田両家でそれぞれ再興されてゐた事を記し、明治維新を迎へて以後の複雑な展開については次のやうに簡潔に纏めてゐる。

明治二年十月、神祇官中に八神殿を新築の議定まり、同年十二月仮神殿落成、同十七日を以て御鎮座の式を行はせ給ひ、其神座、中央には八神、東方には天神地祇、西方には歴朝の皇霊を鎮祭せられたり、是に於て中古以来白川吉田両家に御鎮座ありし八神の神霊をば神祇官に遷し奉り、数百年来衰へはて給ひし八神殿も、御再興に至りしは、いとよろこばしきことの限りなりけり、然るに四年八月神祇官を神祇省と改め、尋いで皇霊をば賢所に遷し奉り、是より神殿には八神と天神地祇の両座のみ鎮り坐し、を、其後猶種々の議ありて、遂に五年三月神祇省もまた廃せられ、更に教部省を置かる、こと、なり、此時祭祀は総て式部寮の掌る所となり、同年四月八神并に天神地祇を宮中に遷し奉りて、賢所の中にませ奉り、同年十一月廿九日更に八神並に天神地祇の両座を合併し、単に神殿と称し奉るべき旨仰せ出され、是に於て建国以来連綿として絶ゆる事なく、天皇の御為に斎ひ奉りし、八神殿の称も全く断絶せり、

以上のやうな八神殿の基礎的理解が当時「立官運動」に

従事した人々にある程度共有されてゐたものと推定して、各人の「祭政一致観」を検討していききたいと考へる。

二 大正期の立官運動と八神殿奉斎論

明治末年から大正期にかけての「立官運動」は、主に「神社行政統一」の方向性を前面に打ち出して展開されてゐた。しかし一方では、「八神殿奉斎論」も徐々に高まりつつあったのである。大正三年には、全国神職會（明治三十一年十一月創立、略称『全神』）の機関誌『全國神職會會報』で「神祇官設置問題」と題する欄が設けられ、有力神社の宮司や学者らによる論説が多数掲載されたが、ここで問題とされたのが、「八神殿奉斎」の有無、即ち神祇特別官衙そのものに「神祇奉斎」の性格を付与するか否かについてであつた。靖國神社宮司・賀茂百樹は、「神祇官は八神を祭るに起因し、八神を祀るは天皇の御長寿御平安を惻願する臣民の至誠で、この至誠を致して国民をして忠孝を踏みあやまらざらしめむとする府は神祇官であると云ふも過言ではあるまい。」と述べ、神祇官設置の理由としては、それが官衙の首位に置かれる事や神社行政の統一を目的とするためではなく、あくまで天皇のために「臣民」の側から八神を奉斎する事こそが「根本の大精神」で必要不可欠だと主張した⁽⁷⁾。このやうな意見は、氷川神社宮司・中島博光や愛知

の中野周次郎も同様に有してゐた⁽⁸⁾。また、この意見はすでに明治末期から主張されてゐた。大和神社宮司・山下政愛は、明治四十四年五月に成稿してゐた文章で、「高皇産靈尊臣下天兒屋命太玉命への神勅は、即ち臣道の神訓にして、之を導くに忠義を主眼とす。」と述べるとともに、「愈々八神殿を新建し、神祇官設立の急なるを感ず。」と主張した⁽⁹⁾。さらに、当時、皇典講究所の復興に尽力してゐた高山昇は、大正元年十一月二十日付の文章で、自身の「天皇陛下に直隸せる、我国の精神府とも称すべき、世界に類例なき特別官衙」構想を述べ、その主たる役割として「八神殿奉斎、その他神祇に関する諸般の事務」を考へてゐた⁽¹⁰⁾。

しかし、これらの意見と異なる見解もあつた。國學院大學教授の河野省三は、八神殿に関する歴史を述べ、その由来する所の精神について、「云ふまでもなく、「天皇の御身を守護り給ふがため」（記伝）である。けれども、自分は更に一步を進めて、其根本は天皇の御心魂を守護奉るがために、かの産靈の神たちを、特に宮中に祭られたものだと信ずる。されば、後世八神殿を祭るのは、延喜式にも見える通り十一月の鎮魂祭を行ふ場合が主であつて、大宝令の諸祭で、八神殿を祭るものは、此以外には無いのである。のみならず、此八神の加護を請ひ奉る鎮魂祭は、皇后、東宮にも同じく行はれるのである。」などとして、「八神を奉

齋したのは、朝廷の御精神に出たものと思ふ。臣下として君に奉ずべき、第一義を示されたのとしては、正直な解釈を外れるものではあるまいか。」と賀茂・中島両宮司の見解に疑問を呈してゐる。⁽¹¹⁾そして「八神殿は種々の沿革を経て、今は宮中三殿の一たる神殿として鎮座せられてをる。八神殿の歴史的名稱と形式とを失うたのは、中島宮司の言はれた如く遺憾此上もないが、賢所、皇靈殿と並び、天神地祇と合併して、皇室を守護せらるゝ現在の御状況は、国家の宗祀たる実を挙げつゝある全国の神社と相待つて、決して回顧的歎声を発すべき悲境ではないと思ふ。」として宮中の「神殿」に天神地祇とともに八神が祀られた事を積極的に肯定し、「是に於いて、吾等は、八神殿の問題を離れて、立官問題を考ふべきではないかと思ふ。」と述べて明確に八神殿奉斎論に対して釘をさし、神社制度の統一に力点を置いてゐる。そして福島の諏訪楽峯も、神社行政の統一・拡大を求めつつも「余は神社官は神社の行政官にて足るべく神社奉斎は神社祭祀にて満足せんとす。祭政の一致は之れが為め基礎を失ふが如き断じて之れあることなし。」⁽¹²⁾と述べてゐる。

また、早稲田大学教授などを務めてゐた有賀長雄は、天皇を頂点とする神社行政の統一を主張したが、先の賀茂・中島両宮司、河野省三の説を引いて「八神殿論」に触れつ

つも、これを立官問題の中心的課題にする事を避けてゐるやうに、あくまで八神殿の有無は立官構想のヴァリエーションの一つに過ぎなかつた。⁽¹³⁾

大正七年三月には、「神社行政統一」を主眼とする建議が貴衆両院で決議され、首相並びに内相にまで基本的合意を取り付けた。しかし陸海軍省は、建議にある「神社行政統一」を突っぱねて、あくまで「現状維持」を主張したため、⁽¹⁴⁾結局、八年九月に政府は「神社局拡張」でお茶を濁した形となつたのである。⁽¹⁵⁾

大正十年には、日枝神社宮司・東京府神職会会長の宮西惟助が、宮中三殿のうち、八神殿の後身でもある「神殿」の創始は「臣下に起つて居る」もので、そもそも「臣下の代表たる中臣忌部が天皇の御為に奉斎し奉るのが神殿の祭祀」であり、これが「御内庭に移つたまゝで、皇室限り御奉斎あらせられ御思召に任せ奉つて臣民として其の責を竭さぬといふことは寔に畏多い」として、「神社に関する特別官衙は皇室の御内庭に鎮祭せらるゝを以て本体とする賢所と相對して、国家が皇孫命を中心として立榮え行くべき根源たる、この神殿を基礎として設置せられねばならぬと思ふ」⁽¹⁶⁾と大正初年の八神殿奉斎論と同様の意見を主張してゐる。

大正十一年に入ると、全神は戦術の転換を図り、神社特

別官衙設置の前提として、まづ大規模な神社制度の調査機関の設置を要求していく。⁽¹⁷⁾ 翌大正十二年の第四十六回帝國

議會では、衆議院が岩崎勲らの提出した「神社調査会ニ関スル建議案」、貴族院が各派一致して提出した「神社及祭祀ノ制度ニ関スル建議案」が共に可決されるが、ここでは、二月二十六日に貴族院で提出者を代表し提案理由を述べた江木千之が、「王政維新ノ際ノ神祇官ヲ復興シ、八神殿ヲ設ケラレテ此処ニ奉斎セラレタル八神ハ、仮令八神殿ハ廃セラレテモ、尚ホ一般国民ニ於テ之ヲ祭り得ルヤウナ方法ヲ立テルコトガ、国体上必要ナコトデハナイカ、八神殿ノコトニ付テハ学者識者ノ間ニ色々意見ガアルノデアリマシテ、実ニ重要ナル問題トナツテ居ルノデアリマス、即チ此事モ審議ヲ尽スベキ一事項デアラウト考ヘラレルノデアリマス。」と明確に「八神殿奉斎」の可能性に触れた事が注目される。⁽¹⁸⁾

貴衆両院の建議案通過を受けて、六月三十日には「神社調査会官制」（勅令第三百二十七号）が公布された。神社調査会では、神祇特別官衙設置まであと一步の段階まで漕ぎ着けたが、九月一日の関東大震災のため中断を余儀なくされ、結局、大正十年代における全神の立官運動は、内務省と他省庁を対象とする「神社行政統一」構想から、内務省関係機関のみを対象とする「神社行政統一」といふ矮小化

した構想にまで譲歩したものの、実を結ぶ事は無かつたのである。⁽¹⁹⁾

三 昭和初年の祭政一致論と八神殿問題

全神では、昭和二年五月二十一日から二十三日にかけて第二回評議員会を開催し、全神内に神社制度調査委員会を設置して中央委員会と調査小委員会を設けた。六月から十二月まで、八月以外は殆ど毎週一回の会合を重ね、「神祇官並びに八神殿の性質、沿革、神祇官の組織、職掌、他の官衙に対する位置、八神殿奉斎の目的祭神の性質並びに鎮魂祭との関係を講究し、更に神社の本質、神社と宗教との差異につき研究審議」を行なつた結果、「神社制度の確立は權威ある機関に拠らざるべからずといふ結論に到達」したため、昭和三年五月には「皇道振興ニ関スル建議」と「神祇會議設置案要綱」を公表した。⁽²⁰⁾ ここでの議論で特徴的なのは、明確に「八神殿奉斎」が中心的課題として設定されてゐた事である。即ち、大正末から昭和初年の時期、神社界の政府に対する要求が、「神社行政統一」或はその前提となる神社制度の調査会設置といふ「行政面」重視の方針と同程度、もしくはそれ以上の比重を以て、古への神祇官八神殿の如き、神祇特別官衙そのものにおける「神祇奉斎」、つまり「祭祀面」が強調されるようになってきたのである。

この時期、これまでの論者とはやや異なる形で「八神殿論」に参入してきたのが神宮奉斎会会長の今泉定助であった。元々平田派国学者の丸山作楽に薰陶を受け、東京大学文学部附属古典講習科といふ国学的高等教育機関で文献考証的な国学の素養を十分に身につけてゐた今泉は、明治期には総合的類書『古事類苑』の編纂作業への参加をはじめ、『百家説林』や『故実叢書』など、主に江戸時代の随筆や考証文献を集めた叢書類の編集作業、或いは『平家物語』や『神皇正統記』など、我が国古典の注釈・校訂に数多く携はり、数々の地道な歴史的考証を行なつてゐた、文献実証的な「近代国学」の申し子の存在であつた。

今泉は、大正期には特に「八神殿」を強調した文章を記さなかつたため、昭和三年十月に発表した「大嘗祭の精神」⁽²⁾で披露された見解が最も早い時期のものと思はれる。この論考で今泉は、まづ祭祀の起源が「天照大神の宝鏡の神勅と神籬磐境の神勅との二つである」と信ずる。」と述べ、祭祀に臨んで一番大事な事として「禊と祓と鎮魂との三つ」を挙げた。さらに祭祀の終局目的は「神人合一の境地」に達する事であるとした上で、「斎庭の穂の神勅」を根本精神とする大嘗祭は、「総ての天神地祇を包容統一されたる天照大神」を祭神とする、「天皇陛下が、緊張した厳肅なる御心持を以て神人不二の御境地にまで進ませられ

る御祭」であり、「祭の全部」即ち祭祀の諸要素が全て含まれてゐると指摘し、特に大事な要素と主張する禊と祓と鎮魂についてやや詳しく説明を加へてゐる。今泉は、現在それらが形骸化してゐるとして、明治維新時における「平田流の学者」や当時の「旧来打破」の風潮により、「無精神の傾向」が助長されてゐると批判した。中でも「鎮魂」について述べた部分では、その祭儀の対象となる八神を祀る八神殿に関する、従来の本居宣長・平田篤胤を含む国学者らの文献至上主義的な考証態度を不十分なものと見做し、「眼光紙背に徹する考」を以て見れば、「此の八神は勿論神ではない、神の境地に産霊の働を現して行く其の順序である、八神とはなつてゐても天御中主一神の各種の勤（引用者註＝働カ）である」として、「八神は畢竟一神の働きであるが、今少し細かく別けると、所謂八神の八境地は、三神——二神——三神と三つに別けることが出来る。さればこそ大内裡図を見ると鳥居が三つある」と述べてゐる。

以上のやうな今泉の神勅論、大嘗祭論、八神殿論は、晩年に至るまで主張され続け、今泉の国体論・皇道論の中核をなす思想となつていくものであるが、この原型的な文章では現実問題の神祇特別官衙における八神殿奉斎はおろか、神勅と八神殿との関連性も触れられてゐない。しかし、兵庫県神職講習会における講演を掲載した昭和五年の「祭祀

の本義⁽²²⁾」においては、「八神の祭祀即ち神籬の祭祀は国民から皇室の御為にする祭祀」であり、「日本に於ては天皇と国家と国民といふものは全く一体なるのである、天皇は齋鏡の神勅に依るお祀りを遊ばす。又この国民の方からはこの八神殿をお祀りする、神籬の御祭と齋鏡の御祭と互に表裏一体であり、天皇と国家と国民も亦不二一体であるといふことを祭祀の上に垂示せられた」と、神勅と八神殿が密接に関連づけられてゐる。また、この今泉の八神殿論は、特に昭和十年代においては「吾々臣民の最高の祭祀は、八神殿の奉斎」「八神殿を奉斎して、天皇の大御身を拝することは、同時に宇宙万有生成発展の最高絶対の神霊を拝すること⁽²³⁾」とされ、「祭祀の表は政治であり、政治の裏は祭祀である。祭政一致と云ふのは此の表裏一体を指す言葉で無ければならぬことが頷かれる。齋鏡齋穂と神籬磐境との御神勅の祭祀は結晶して政治となり、天壤無窮の御神勅となつて顕はれるのである。」⁽²⁴⁾といふ明確な「祭政一致論」として宗教色豊かに主張される事となる。

このやうな今泉の宗教色濃厚な八神殿論については、すでに先学により指摘されてゐるやうに、異色の鎮魂行法家・神道家である川面凡児による靈魂観や宇宙観の影響抜きに考へる事は出来ない。⁽²⁵⁾今泉は、大正期（厳密な時期は定かではないが十年以降といふ説が有力）に、筥崎宮の社家出

身で、当時、鉱業や社寺建築など諸事業に手を染めながら浪人的活動を行なつてゐた葦津耕次郎に勧められて川面と出会ひ、禊行に参加するやうになつたといふ。⁽²⁶⁾葦津は、今泉に先立ち、すでに大正十年代には、禊祓、鎮魂を軸とする川面神道説をベースとしつつ自身の直感的独創をも加味した「祭政一致」論を展開してをり、神勅を重視し、昭和初年には、天皇の賢所奉斎と神籬磐座の神勅に基づく臣民による八神奉斎を表裏のものとするべき事を度々強く主張してゐる。⁽²⁷⁾今泉自身も、昭和十年の著作『國體原理』などで川面の著作などから引用してをり、川面から多くを学んでゐる事を語つてゐるが、川面の神道説をそのまま鵜呑みにして祖述する事はなく、部分的には批判や修正を加へつつ十分に時間をかけて咀嚼し、自身の国体論の骨格となした。⁽²⁸⁾今泉は、神宮神部署東京支署長だつた大正十年に、「今日唱へられて居る神道なるものは稍もすると狭義に偏するものがないではないが、之れは神道将来のため遺憾に堪へない次第である。例へば仏教基督教の如く自国以外の外教を目して一途に邪教なり魔道なりというて排斥するが如きは大に慎むべき短慮といはなければならぬ。」と外来宗教に対する寛容精神を発揮するとともに、仏教・キリスト教は個人救済を主眼とするが、「我が神道に於ては個人を救ふと共に社会国家を救ふ」ものとする認識を示し、「神道」

の国家的側面に加へ、その宗教的側面を積極的にアピールし、概念の拡充を図つてゐる。⁽³⁰⁾この頃から今泉の言説に「宗教性」が帯び始め、その理論化が概ね完成したのが大正末期から昭和初年の時期であつた。

この今泉の言説が八神殿奉斎論者達にとつて何よりの援軍であつたことは疑ひ得ない。しかし一方では、「八神殿奉斎」を強調する向きとは異なる見解も根強くあつた。「神社宗教論」を唱へた点で今泉・川面とも並び称される東京帝国大学法学部教授・寛克彦は、昭和三年の論考で、「祭政一致とは祭政の混同をいふのではない。其の運用に於ける分立を以て反つて根本の帰一を成す所以とする。」といふ「一即多」的な「祭政一致」観を述べつつ、八神とは「天照大御神並皇霊を除き天地の神神の一切を、日本族例の筆法により八（即ち彌）柱に簡約し代表せしめ奉りたるものである。従つて八神殿はいはば諸国の一切の神社の御祭神の伊勢太神宮を除き総社である。」と解し、「八神殿は天皇をさしおきて祭る神殿にも非ざれば又八神のみに限りたる次第では無い」と述べてゐる。⁽³²⁾即ち八神とは、天照大御神（賢所）並びに皇霊（皇霊殿）を除く天神地祇八百万神の事であり、臣下の義務としての「八神殿奉斎論」は採らず、明治初年に八神を宮中に移して「神殿」に統一した事、つまり宮中三殿の形成に高い評価を与へてゐるのである。

また、理学博士ながら宮内省の諸陵頭を務め、当時は宮中顧問官だつた異色の山陵史研究者たる山口鋭之助は、「八神殿」奉斎はおろか、明治初年の神祇官再設そのものさへ「祭政一致」の主義⁽³³⁾では無く、明治天皇の御意志に反するものと固く信じてゐた。その陵墓管理といふ元の職責から、山陵祭祀やその延長線上に位置づけられる明治初年の皇霊祭祀制定過程を綿密に研究した成果を発表する中で、「祭政一致の政体に最重要なもの」であるとともに「神の座す所は皆磐座神籬」とする認識を基盤としつつ、大宝・養老令以来、諸陵と神祇は隔せられてゐたが、明治初年の神祇省がそれを撤廃した事を「王政復古の一大御英断⁽³⁵⁾」と評してゐた。さらに、その原動力となつた亀井茲監や福羽美静ら津和野藩主従、その師である国学者の大国隆正を高く評価して、令制以前の山陵祭祀に由来する明治における皇霊祭祀の意義を強調する彼等が寄与した所の「神武創業に基く祭政一致の制度御回復」を盛んに顕彰した。⁽³⁶⁾その上、山口は、「祭政一致の精神、即ち国家的の神道では葬と祭とは必ず連続して相調和した典礼であつたに相違ない」との信念から、「すべての陵は、神社として祭らなければならぬ。それには先づ内務省に移管することが必要である」事をも主張した。⁽³⁷⁾さらに後年の昭和十一年頃には、明治初年に大国隆正や福羽美静を批判した平田派国学者ら（平

田学園の末輩」の事を「反陵祭派たる八神殿維持派」と呼び、「神祇官宣教使内に於ける山陵祭祀派と八神祭祀派との闘争」といふ構図を描いた。そして、明治四年九月以降、神器と皇霊は宮中において同殿（皇廟）となつてゐたが、翌年三月に神祇省鎮座の天神地祇・八神が宮中に奉遷され、八神と八百万神が同座になつた事は良いが、神器と皇霊は分離されて「三殿制」となつたのは「反皇道派即ち八神祭祀派」（平田閎）の希望によるものだと指摘してゐる。この事から見て、山口は昭和初年当時の「八神殿奉斎論」を苦々しい思ひで見つめてゐた可能性が高いと思はれるのである。⁽³⁸⁾

四 神社制度調査会における祭政一致論

さて、全神の活動に刺激され、漸く政府も神社制度の調査機関設置に向けて具体的に動き出す事となる。昭和四年八月二日、安達謙蔵内相は「神社制度調査会官制」一案を濱口雄幸首相に提出、官制案は八月十二日には閣議決定し、十二月十日に「神社制度調査会官制」（勅令第三百四十七号）が公布・施行された。⁽³⁹⁾内務省に設置された神社制度調査会は、枢密顧問官の山川健次郎（男爵）が会長となり、委員三十名が就任し、江木千之はじめ、高山昇、賀茂百樹、春田宣徳、今泉定助といふ全神関係者も加はつた。

当初、神社制度調査会では、現実的諸制度に対する審議の前提として、「神社とは何か、宗教との関係如何」についての議論が延々と戦はされた。⁽⁴⁰⁾この「神社本質論」に相当の時間が費やされた事は、大正末期以来の宗教制度調査会の議論などにおける「神社対宗教問題」が背景にある。昭和五年一月には、真宗十派が連署して政府要路などに対し「神社非宗教の精神」の徹底を求める声明を出したため、二月に「東京府神職総代」は「神社制度調査に関する卑見」を神社制度調査会に提出し、「神社の組織に、制度に、行事に目して以て宗教的なりとすべき点の多々存するは否むべき所に非ず。」としつつ、「宗教徒は、各その宗とする所を拝すべし、是憲法二十八条の保証する所なり。而して更に吾神明を尊崇しその本義に鑑み宗教を超越するの国民的大信念を以て神社に対すべし。」と反論した。⁽⁴¹⁾

また、皇典講究所は『神社に就て諸氏の意見』⁽⁴²⁾を発行した。この冊子の中で北野神社宮司・山田新一郎は、「神社尊崇の二義」を説き、第一義を「信仰的崇敬」とする一方、第二義を「神霊の存在の確認を全く問題外」とする「尊敬的崇敬」として区別し、「国家並に国家の機関（神社を含む）は第一義に於て神社を崇敬し、国民個々は第一義又は第二義を自由に選択して神社を崇敬せり。」といふ二重構造の「崇敬」形態を提示してゐる。また、同冊子では、宮西惟

助も、「神道は広い意味に於いて宗教であると思ふ、同時に我が大日本国に於ける神道の位置は、他の既成宗教と同列に居るものでない」との認識を前提とする。その上で「惟神の大道」の中心をなす「天祖建国の神勅」つまり①天壤無窮の神勅、②齋鏡同殿共床の神勅、③神籬磐境の臣民の神祇奉斎の神勅を根拠として、「万世一系の天皇統治の大権」による皇室祭祀が経、「臣民翼賛の道（義務）」による神社祭祀が緯となつて「我が国体は織りなされ、祭政の一致が見出される」と理解し、これ以外の第三層に「国民の真情のあふれ」または「国民生活の中樞をなして居るもの」としての「個人信仰」（神社信仰）があるが、これもまた「公の奉斎と私の信仰と公私一本」たるべきと述べた。このやうに、当時「神社对宗教問題」に対する神社界の姿勢は、内務省流の「神社非宗教論」ではなく、神社の「宗教的側面」を積極的に評価した上で「個人信仰」たる他宗教との差異をアピールしてゐる事が特徴であつた。このいはは「神社宗教論」ともいふべき認識は、神社制度調査会の中でも顕著に現れてをり、先の東京府神職会の意見をはじめ、『神社に就て諸氏の意見』や今泉定助、川面凡児、加藤玄智などの「神社宗教論」に基づく意見が議論の俎上に乗せられ、江木千之や花井卓蔵、寛克彦らにも同様の発言が見られた。⁽⁴³⁾

神社制度調査会で神祇特別官衙について本格的に審議さ

れたのは、昭和十年十月十五日からの事で、すでに同年九月二日には今泉高山・宮西ら神社制度調査委員有志が「速ニ神祇祭祀ニ関スル行政機構ヲ拡充シ權威アル特別官衙ヲ設置セラレムコトヲ政府ニ建議」してゐた。⁽⁴⁴⁾十月十五日の第七回総会においては、宮西が「古クカラ賢所ノ御祭祀ト八神殿ノ御祭祀トハ全ク建前ヲ異ニシテ居リマシテ、今日ニ於テハソレヲ皇室ニ御任セシテ居ルヤウナ状態デ、是ハ臣民側トシテ甚ダ相スマヌコト」と主張し、さらに高山・賀茂が自説を展開して「八神殿奉斎」を訴へ、特別委員会においても今泉が「八神殿論」を開陳し、宮西とともに、祭祀の伴はない神社行政、「神祇官」は「生命ノナイモノ」で、特別官衙が出来た暁には「祭祀研究部」を設けて研究する必要があると主張した。⁽⁴⁵⁾一方、寛克彦は、昭和十一年七月十五日の第五十七回特別委員会において、自身の「神祇府」構想を披瀝した上で、「能ク世間デモ八神殿ト申ス所ヲ非常ニヤカマシク申シマスガ、是ハ考ヘヤウニ依ツテハ結構ナコトデアリマスケレドモ、併シ往々ニシテ御意見ノアリマスヤウニ、只今宮中ノ神殿ニ於イテ八柱ノ御霊代ノ神様ヲ天子様ガ御祭り遊バスノハ間違デアルト云ハレマス、私ハサウ云フコトハサウ考フベキモノデハナイト思ヒマス、明治五年ノ時ニ御霊代ノ八柱ノ神様ト天神地祇ヲ一座ニ遊バシタト云フコトハモウ正シイコトデアル、天皇様

ハ此八柱ノ神様ヲ御祭り遊バスノハ是ハ本当ダト思ヒマス」と述べてゐる。⁽⁴⁶⁾

結局、昭和十一年十一月十七日に出された特別委員会建議案には「神祇特別官衙設置」は盛り込まれなかつた。⁽⁴⁷⁾しかしこの間にも全神は、同年五月二十六日の第二回全国神職大会で「権威アル特別官衙ノ設置促進」を決議し、さらに幹部会を重ね、「神祇官における神殿の祭祀管掌」と「内地外地の神社行政統一」を本義とする特官イメーヂをもとに、九月二十四日の地方神職代表者会において、首相の管理に属する独立官庁としての「神祇院」構想である「神祇二関スル特別官衙ノ設置案大綱」を提示し、陳情を行なつてゐた。⁽⁴⁸⁾さらに、同年十二月以降翌十二年一月にかけて、全神内の神社制度調査委員会で特官問題、特に従来意見の一致をみなかつた「八神殿奉斎に関する問題」を議題として協議した。一月十三日には、今泉定助、賀茂百樹、佐伯有義、寛克彦、河野省三、宮西惟助、白川資長らが相当論戦を交はしたやうだが、それでも意見が一致しないため、特別委員会を設けて調査を進める事となつた。⁽⁴⁹⁾特別委員会での審議では、佐伯による神祇官・八神殿の考証が議論の出発点になつたが、佐伯自身は明治五年の八神と天神地祇合併の措置を非難する立場で、あくまで神祇官内における八神奉斎を復興すべきものと考へてゐた。⁽⁵⁰⁾

神祇界の特官設置運動は、昭和十二年における林銑十郎首相の「祭政一致内閣」⁽⁵²⁾を経て、昭和十四年一月四日に平沼騏一郎が首相に就任すると状況が好転していく。平沼は昭和十三年の時点で、「祭政一致」について、広義に解すれば「祭祀と事業の一致」であると述べ、それは神勅を基礎としつつ、祭祀の精神を「神人合一」に置き、禊祓による「鎮魂帰神」を重視するものであり、「我が国民も亦祭祀を以て臣民道の基本として居る。」といふ、概ね川面や今泉に通ずる見解を有してゐた。⁽⁵³⁾全神は六月八日、神祇官衙設置促進に関する建白書を平沼首相に提出し、そこには「右官衙ハ普通行政事務ノ範圍ノミニ止ルコトナク国家ノ祭祀礼典ヲ司ル権威アル中枢官衙タラシムコトヲ要ス」とされ、神社行政のみならず祭祀面にも一歩踏み込んだが、それでも「八神殿奉斎」までは盛り込めなかつた。⁽⁵⁴⁾

そして、昭和十五年の十月二十四日、近衛文麿内閣は遂に「神祇院官制」を上奏し、これは枢密院審議に付せられた。⁽⁵⁵⁾十月二十九日、枢密院で審査委員会が開かれ、安井英二内相は政府当局の所見として、「直接祭祀ヲ行ハシメントスル意味ニ於ケル要望ハ尚相当考慮ヲ要スベク祭祀ヲ行ハズ、神社行政ノ伸張ヲ期セシメントスル意味ニ於ケル要望ハ本案ニ依リ略々充足セラル」と述べた。結局、「八神殿奉斎」が政府に受け入れられる余地は無かつたのである。

また、清水澄委員は「国ノ祭祀ト宮中ノ祭祀トヲ合一スルコト」について当局の所見を求めたが、これも飯沼一省神社局長が今後充分に調査研究したいと答へるのみだった。十一月九日には、「神祇院官制」（勅令第七百三十六号）が成立し、神社局の規模を拡大し機能を強化するため、内務省の外局として神祇院が創設されたのである。⁽⁵⁶⁾

五 むすび

大正期には「神社行政統一」の志向が優先され、「八神殿奉斎」の議論はあつたものの、貴衆両院の建議においては殆ど触れられてこなかつた。しかし、大正後半から昭和に入る時期になると、神社界の議論の中で「八神殿奉斎」が中心的課題として浮上し、さらには「神社対宗教問題」の混乱の中で神道人達が明確に神社の「宗教性」を認める見解を出していくのに伴ひ、これまでの「臣下の本分」を強調する見方に加へ、川面凡児に影響を受けた葦津耕次郎や今泉定助のやうな、極めて「宗教的」な性格が付与された「八神奉斎論」が台頭してくる。また、それは「近代国学」に宗教性を付与するものでもあつた事は、明治期の文献考証の国学の堅実な継承者であつた今泉定助が、この頃より「宗教性」を前面に押し出した論陣を張つていく事に象徴的に現れてゐる。しかし一方では、寛克彦や山口鋭之

助のやうに異論を唱へ、八神殿よりも明治初年に成立した宮中三殿の祭祀や山陵の祭祀の意義を強調してゐた人々もをり、その祭政一致観の相克が露になつてゐたのである。⁽⁵⁷⁾

早くから「八神殿問題」に注目し分析を加へてゐた赤澤史朗は、「八神殿問題が浮上してくるのは、神社の国家性とともなう宗教性という点が重視されてきたためであろう。神社が「国家の宗祀」であるなら、国家がいかなる神を祀るのか、その祀られる神の内容が、そこでは関心の的とされてゐるからである。」と述べ、その意見の相違を「純然たる『神学論争』として捉へてゐる。⁽⁵⁸⁾しかし、「八神殿奉斎問題」の浮上について「宗教性と国家性の結合」と見做すだけでは、「宗教性」と「国家性」で括りきれない特殊な性格を看過する事になりはしないだらうか。確かに、神祇特別官衙は「国家機関」として構想されてゐたものだが、その機関における「八神殿奉斎」は、天皇による宮中の賢所（皇祖神）奉斎や皇靈奉祀とは明確に異なる、或いはそれとは相対的なもので、「臣下」によつて「玉体守護」のために八神を祀る事に意義があり、あくまで「下からの奉斎」といふベクトルが働いてゐる事を無視してはならない。即ち、「宗教性の重視」より先に、「臣下の道」の強調が基盤にあつたともいへる。その点からいへば、明治期後半から大正期にかけての「八神殿奉斎論」は、主に「臣下（臣民）」

の立場から「玉体安穩」を目的として主張され、いはば「忠義」といふ道徳的観念に根ざしてゐたといつて良いが、昭和初年以來の川面や今泉、葦津らの「八神殿論」は、そのやうな道徳的観念に留まらず、禊、祓、鎮魂、そして「神人合一」といふやうな「宗教実践的」なタームを駆使した、勝れて「宗教的」な新しい展開といへるのであつて、その「宗教性」といふ意味では、逆に「八神殿奉斎」に積極的ではなかつた筈克彦とより親和性があらう。先の赤澤の指摘は、このやうな変遷過程を十分に踏まへないままになされた一面的なものといはざるを得ない。

但し、この「八神殿奉斎論」は神社界特有の運動に留まり、その外部にまで広く波及した運動とはならなかつた。明治二十二年の大日本帝国憲法發布や二十三年の教育勅語渙発以後、「日本臣民」のあるべき姿を追究する「臣道」或は「臣民道」を重視する立場が浮上し、それは昭和期の準戦時下、戦時下において徐々に、様々な担ひ手のもとで強調されてくるのだが、それらの中では、国体、皇道や神道に対する熱烈な「信仰」の表明や、「祭政一致」については言及されてゐるが、「八神奉斎」を主張する事は殆ど無かつたとみてよい。つまり、神社界でいくら議論がなされやうとも、それが一つの方針となるまで意見の一致が見られず、貴衆両院の建議でさへ盛り込まれる事がなかつたため

である。これは元來、近代に成立した宮中三殿の祭祀(宮中祭祀)そのものが神祇官や八神殿の否定のもとに創立されたもので、「八神奉斎論者」は部分的であれ、宮中三殿の現状を批判的に見ざるを得なかつた事が、神社界における意志統一を不可能なものにしたのであり、ましてや両者の相克を前にして、神社行政に対し漸進主義に徹してゐた政府・内務省が受容できるはずもなかつた。その意味において、先述した山口銳之助の指摘にあつた、明治初年における「山陵祭祀派と八神祭祀派との鬭争」は、形を変へて大正・昭和戦前期にまで引きずられる事になる根の深い構図であつたといへよう。結局、「国家神道体制」の最終形態たる神祇院は、あくまでも純粹に「行政的」な機関でしかなく、機関そのものに「祭祀性」を付与する「八神殿奉斎」は実現せぬまま、「国家神道」の終焉を迎へる事となるのである。⁽⁶⁰⁾

註

- (1) 内務省神社局新設の経緯については、阪本是九「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、一九九四年)第九章「国家神道体制の成立と展開」を参照。
- (2) 葦津珍彦著・阪本是九註「新版 国家神道とは何だったのか」(神社新報社、平成十八年)を参照。
- (3) 全國神職會「全國神職會沿革史要」(全國神職會、昭和

- (10年)、小室徳『神道復興論』(神祇官復興同志会、昭和十八年)、埴瑞比古『国会開設前後に於ける神祇官復興運動』(笠間稲荷神社社務所、昭和十六年)等を参照。
- (4) 拙稿「国家神道成立以降の祭政一致論―神祇特別官衛設置運動をめぐって―」(阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成十八年)を参照。佐伯有義『神祇官考證』(會通社出版、明治三十三年)「八神殿」三九頁以下。また、「八神殿」についての歴史的 연구は、さしあたり、西田長男「八神殿の成立」(同『日本神道史研究』第八卷・神社編(上)、講談社)や西牟田崇生「八神の一考察―大嘗祭齋院八神と神祇官西院八神について―」(『國學院雜誌』九一―七、平成二年)等を参照の事。
- (6) 例へば、『全國神職會會報』一四、明治三十三年(以後、『全國神職會會報』は『全神會報』と表記)に掲載の広告など参照。
- (7) 賀茂百樹「神祇官は何故に設置せねばならぬか?」(『全神會報』一八九、大正三年)。
- (8) 中島博光「神祇官の制度に対する希望」及び中野周次郎「神祇官設置を唱導するに就きて」(『全神會報』一九〇、大正三年)。
- (9) 山下政愛「國民の選良に呈す」(『全神會報』一九二・一九三、大正三年)。
- (10) 前掲、高山昇「整理に対する神社局の位置」。
- (11) 河野省三「八神殿を離れて」(『全神會報』一九一、大正三年)。
- (12) 諏訪楽峯「立官問題と神社局」(『全神會報』一九二、大正三年)。
- (13) 正三年)。
- 有賀長雄「憲法上より觀たる立官問題」(『全神會報』二二二―二三九に「旧稿」として断続的に連載、大正七年)。また、有賀は、「帝室制度稿本」(大正四年)二四七頁以下で「天皇の祭りたまへる所は独り天照大神のみに止まらず、古の八神殿、今の神殿に於て他の天神地祇をも祭りたまへる所以のものは他なし、(中略)然れども直接に天皇の祖先を祭りたまふことは固より祭祀の主たるものにして、八神及其の他の天神地祇を祭りたまへることは祭事の從たるものなり。故に神宮及賢所の祭祀を最も重要とし、皇靈殿の祭之に次ぎ、八神殿の祭を後にするを、我が皇室の祭祀事務の無文の典則とす。」と記してゐる。
- (14) 防衛庁防衛研究所所蔵『陸軍省大日記類』大日記申輯・大正八年「神祇二関スル特別官衛設置二関スル件」。なほ、本史料には、「神宮学」の大家で国学者の御巫清直に教へを受けた靖國神社宮司・賀茂百樹が作成した大正七年十月四日付の考証資料「軍人奉仕管理二任セラレタル事實」(靖國神社祭典齋主ヲ武官ニ勅命アラセラレシ例証)が付されてゐる。
- (15) 国立公文書館所蔵『公文雜纂』大正八年・第十四卷「神祇尊崇二関スル件及神祇二関スル特別官衛設置二関スル請願ノ件」。
- (16) 宮西惟助「神祇に関する特別官衛の設置」(『皇國』二六七、大正十年)。
- (17) 照本金川「神祇特官問題に就て 第四十五議會へ」及び秋岡旭川「神祇に関する希望」(『皇國』二七九、大

正十一年。

(18) 『帝國議會貴族院議事速記録』四二一(東京大学出版会、昭和五十七年)三六三頁、『江木千之翁経歴談』下(江木千之翁経歴談刊行会、昭和八年)五七四頁以下。

(19) 前掲、全國神職會『全國神職會沿革史要』。

(20) 前掲、全國神職會『全國神職會沿革史要』。

(21) 今泉定助『大嘗祭の精神』(『神道學雜誌』五、昭和三年)。

(22) 今泉定助『祭祀の本義』(一)～(五)、『兵庫神祇』二四二、二四三、二四五、二四六、二四七、昭和五年)。

なほ、神勅論、八神殿論、大嘗祭論を骨格とする今泉の国体論の集大成的著作としては、『國體原理』(立命館大学出版部、昭和十年、『今泉定助先生研究全集』第三卷所収)や論文・講演筆記集の『皇道論叢』(財団法人皇道社、昭和十七年、『今泉定助先生研究全集』第二卷所収)がある。

(23) 前掲、今泉定助『皇道論叢』所収「八神殿論」(昭和十二年二月)。

(24) 前掲、今泉定助『皇道論叢』所収「祭政一致の真髓」(昭和十五年二月)。

(25) 中西旭「神道世界観の展開―川面・寛・今泉を中心とする群像―」(『明治維新 神道百年史』第五卷(神道文化会、昭和四十一年)、『今泉定助先生研究全集』第一卷(日本大学今泉研究所、昭和四十四年)、『華津珍彦「神道学史上の今泉定助先生」』(『日本大学今泉研究所紀要』一、昭和五十八年)などを参照。川面凡児の伝記には、金谷真『川面凡児先生伝』(社団法人稜威会、昭和四年)がある。なほ、今泉は昭和十四年の川面凡児先生十周年記念会の提唱者

かつ会長であり、「川面凡児先生の業績について」や『川面凡児全集』第一巻の序文なども著してゐる。

(26) 行弘礼編『華津耕次郎追慕録』(あし牙会、昭和十六年)の序で今泉定助は、「華津君の信仰は人も知る如く川面先生の教に基礎を置いて居たのであるが、川面先生の教の外に独自の識見があつた。私は華津君と相交り、相互に熱心に論じ、相磨いて、得る所が非常に多かつた。真に私にとつて唯一の益友と申すべき人であつた。(中略)

私が今日異色ある学問の建設に志し、国学研究に一つの新しい道を加へるに至つたのは同君の協力影響に待つ所が著しい。(中略) 大正十五年の頃は私の研究が特に進んだ頃であつた。毎月の様に変つた。その頃華津君は私に会つては研究の進歩、信仰の向上を喜んでくれたが、当時の印象は特に深い。」と述べてゐる。華津耕次郎については、『華津耕次郎還暦記念出版 あし牙』(あし牙会、昭和十四年)や『華津耕次郎追慕録』(華津珍彦、昭和四十五年)を参照。

(27) 前掲、『華津耕次郎還暦記念出版 あし牙』には、華津

が自身の祭政一致論、八神奉斎論に触れた論考が多数取められてゐる。華津の祭政一致観の一端については、西矢貴文『華津耕次郎の政治観』(『明治聖徳記念学会紀要』復刊四二、平成十七年)を参照。

(28) 川面凡児の八神殿論は、『天照大神』(『川面凡児全集』

第四卷神典宣義篇、川面凡児先生十周年記念会、昭和十五年)や昭和三年に記された『憲法宮』(『川面凡児全集』第九卷神楽篇上、川面凡児先生十周年記念会、昭和十六年)などを参照。

(29)

前掲、『今泉定助先生研究全集』第一巻の諸論や第三巻の解題を参照。大正十三年の関東大震災前後における「祭祀を重んずべし」や「国体観念」といふ論文では未だ八神殿論の記述はないが、前者が祭祀における祓や禊の意義を強調し、後者は「天壤無窮の神勅」と「神籬の神勅」斎鏡の神勅」を表裏一体のもの見つ、祭祀における禊、祓、鎮魂の行事を重視してをり、八神殿論の萌芽が見えてゐる。また、『神社非宗教論』（神宮奉斎会、大正十五年）では、宗教制度調査会における政府当局の「神社非宗教論」を「賢明の説明」と支持しつつも、「神道も宗教であるとはいはず、吾人は期成宗教を超越したる、一種の宗教であるといひたい。」と明確に「神社宗教論」を主張してゐるが、これは川面の影響以前に、丸山作楽に見られるやうな明治期の国学者特有の、宗教を超越するものといふ意味で「非宗教」の神道を設定した「神道非宗教論」が根底にあるともいへよう。なほ、今泉は先述の「大嘗祭の精神」においても「川面凡兒などは殊に大天照大神と云ふ不思議な名称を用ゐてゐるが、大の字は不要である。」と記してをり、当初から国学的な批判精神を持ちつつ川面の宗教的色彩の濃い鎮魂説、神道説を受容してゐた事が窺へる。

(30)

今泉定介「拡充さるべき神道の意義」〔『皇國』二六九、大正十年〕。
寛克彦「祭政一致と分立」〔『皇學會雜誌 神ながら』一五、昭和三年〕。また、寛は、昭和三年四月には、「神祇官衙新設の方針に就いて」〔『皇國』三五二、昭和三年〕を発表し、「先づ国家の神祇行政の中核たる神社局を内

(32)

務省の一局より独立せしめて内務大臣監督の下に立たしめ、長官を置き神祇会議の指揮により行政としてこれを実行すべきが如し」などと述べてゐる。
寛克彦は、「明治維新以後に於ける神社制度の沿革（其一）其三」〔『皇學會雜誌 神ながら』五一九、十、十一、昭和七年〕で、八神とは「天神地祇の総てを意味する。」とし、大正十三年に沼津御用邸にて貞明皇后に御進講した内容の記録である「神ながらの道」（皇后宮職御蔵版、内務省神社局発行、大正十五年）七八頁の中でも「八神と申しましても実は天神地祇の一切に外ならぬ次第でございます。明治五年に、八神殿の名称を廢し改めて神殿と号し、天神地祇の一切をお祀り遊ばすこととなりました。然し八神殿の時代としても 天照大御神様と歴代の皇靈を除いた一切の神神の意味でございます。」と述べてゐる。

(33)

山口銳之助「明治神道史の一節神祇伯再設問題に就きて」〔『神社協會雜誌』二七冊一、二、二、昭和三年〕。

(34)

山口銳之助「陵と神道」〔『歴史地理』四二一一、大正十二年〕。

(35)

山口銳之助「陵の祭と陵の神の宮」〔『明治聖徳記念学会紀要』一九、大正十二年〕。

(36)

山口銳之助「明治戊辰の祭政一致の御制度御回復」〔『神道学雜誌』五、昭和三年〕、「明治戊辰祭政一致の御制度——御一新の大憲章——」〔『神祇』七九〜八二、八四、八五号、昭和四年〜六年〕。

(37)

山口銳之助「國體と神道」〔『神祇及神祇道』三一—、一二、四—、二、四、五、八、九、大正十三〜十四年〕。

また、「山陵の祭祀を国家祀典となすべきの議」(『神祇及神祇道』四一〇、大正十四年)も参照。

- (38) 山口銳之助「祭政一致 皇道の教学―近藤眞琴先生の和魂洋才主義と教学の方針―」(本學會出版部、昭和十二年)。また、山口所有の古文書をもとにして記されたといふ照本宣「大國隆正の神道観」(『皇國』三九四、昭和三年)でも、「平田一派の進言からして大宝令による神祇官が出来てしまったことは所謂御一新の大精神に戻るものといはなければならない。」として、「宜しく神武の古にかへる真の祭政一致による神祇官を樹立することを切望」し、大國隆正の神道観に共鳴してゐる。

- (39) 国立公文書館所蔵「公文類聚」第五十三編、昭和四年「神社制度調査会官制ヲ定ム」。

- (40) 『神社制度調査会議事録①』(神社本庁、平成十一年)。

- (41) 前掲「神社問題論叢」第一輯(會通社、昭和五年)を参照。

- (42) 『神社に就て諸氏の意見』(皇典講究所、昭和五年)。

- (43) 『神社制度調査会議事録①』「第六回特別委員會議事録」など参照。

- (44) 『神社制度調査会議事録②』(神社本庁、平成十二年)「第七回總會議事録」。

- (45) 『神社制度調査会議事録②』「第七回總會議事録」、「第五十四回特別委員會議事録」(昭和十年十二月十七日)、「第五十五回特別委員會議事録」(昭和十一年一月二十日)。

- (46) 『神社制度調査会議事録②』「第五十七回特別委員會議事録」。

- (47) 『神社制度調査会議事録②』「第八回總會議事録」。

- (48) 前掲、小室徳「神道復興史」三二六頁以下。

- (49) 「斯道の大家十数氏一堂に会し 八神殿の奉斎問題につき論議」(『皇國時報』六二四、昭和十二年)。

- (50) 「八神殿奉斎問題の考究」(『皇國時報』六二五、昭和十二年)。

- (51) 佐伯有義「特別官衙の設置と国民の認識(四)」(『皇國時報』六二八、昭和十二年)。なほ、佐伯は「神祇官所祭八神考」(『神道學雜誌』二三、昭和十三年)で、異説が多い八神について、「八神は玉體守護の神にましますことは、祝詞式祈年祭の祝詞にて極めて明白」だとしつつ、個々の神徳について、忌部正通「神代口訣」はじめ、「大日本史神祇志」、賀茂真淵「祝詞考」、本居宣長「古事記傳」、平田篤胤「古史傳」、度会(橋村)正兌「外宮儀式解」、鈴木重胤「祝詞講義」、中村守臣「神籬傳」など、先学の所説を引いてそれぞれ検討してゐる。中でも「鈴木重胤の説は最も精細」と評価するが、例へば生産日神・足産日神・玉積産日神にそれぞれ別神の名を比定しつつ、気神・形神・神神とする区別に対しては「巧みなる説ではあるが、俄に信ずることは出来ぬ」などと批判を加へ、「古典は神名辞典ではなく、総べての神名を挙げたものではない」ので、「生産日神以下の三神は、人間の生命の神にて、天地の開闢には直接に其の神名を挙ぐる必要はなかつたのである。」とし、八神の「神系はよし不明でも靈徳は最も明かで、古より玉體守護の神として奉祀せられ、我れ個人としても崇め奉るべき神等であらせらる。」といふ自身の見解を述べてゐる。

- (52) 「林首相の祭政一致声明」(『皇國時報』六二七、昭和十二年)。

(53) 平沼騏一郎『祭祀と事業』（財団法人修養団、昭和十三年）。また、平沼は後年の『我が國體と祭政一致』（神祇院、昭和十五年）では、「皇國に於ては祭祀は政事の根源にして政事は祭祀の延長である。祭政不二は古今に通ずる原理である。」或は「神籬磐境の神勅は実に臣民道の基本を教へ給ひしもの」と述べてゐる。

(54) 「神祇特別官衙設置促進に關し平沼首相に建白書提出」〔皇國時報〕七一、昭和十四年。

(55) 以下の枢密院における動向については、国立公文書館所蔵『枢密院會議文書』内務省官制中改正ノ件外五件（十月二十九日）（枢密院委員會録・昭和十五年）等を参照。神祇院の詳細については、前掲、阪本是丸『國家神道形成過程の研究』を参照。

(56) 内務省神祇局の岡田包義は、『神祇制度大要』（政治教育協會、昭和十一年）一六九頁以下で、八神に關する參考資料を掲載し、八神は天神地祇を表現するとする説（寛克彦）と獨立の八柱とみなす説（近世の国学者）の両説を挙げ、「それが天神地祇を代表的に表現しますものか、又、八柱の特性まします大神か、遽かに今日よりして知る由もないが、それ／＼の方面より上御一人の御心身を守ります神たるは大嘗祭前一日に於ける鎮魂の御儀に鑑みるも殆んど疑ひのない所であらう。」と述べ、兩者を止揚するかのやうな見解を示してゐる。裏を返せば、改めての「八神殿」建設は必要ないといふ事を表明してゐるに等しい。

(58) 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』（校倉書房、一九八五年）九五頁。

(59) 「臣道」或は「臣民道」を冠した近代の著作は、日比野寛『日本臣道論』（金港堂書籍、明治三十七年）がある

他は、その殆どが昭和十年代に出版されてゐる。主なもの挙げれば、牧野秀『臣民道の本義』（財団法人修養団、昭和七年）、『祭政一致と臣民道』（大倉精神文化研究所、昭和十二年）、森清人『日本臣道論』（富士書店、昭和十六年）、暁鳥敏『臣民道を行く』（一生堂、昭和十七年）等がある。文部省教学局『臣民の道』（昭和十六年）などもその典型であらう。

(60) 神祇院設立後も、昭和十五年に皇典講究所・國學院大學が設置し、戦時下に至るまで活動してゐた「祭祀審議會」の中では、神祇特別官衙構想の立案とともに、「八神殿奉斎」についてもかなり調査・研究がなされてゐた模様である。それは、無窮会平沼文庫所蔵『皇典講究所祭祀審議會 參考資料 八神二関スル典拠及諸説』から窺へるが、これは、古くは記紀などの古典から、中世・近世の神道学者、国学者、そして近くは川面凡児や今泉定助、寛克彦、佐伯有義らによる「八神」理解を分り易く表にして整理したものである。

附記 本稿は、國學院大學日本文化研究所のプロジェクト「近世近代の神道・国学に關する基礎資料の収集と分析」並びに國學院大學21世紀COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」を通じての成果の一部である。

（國學院大學日本文化研究所兼任講師・國學院大學21世紀研究教育計画ポストドク研究員）